

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る  
事務処理要領

令和 3 年 7 月 1 日制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）の事務の取扱いは、法令等に定めるもののほか、この要領による。

(用語の定義等)

第 2 条 この要領において使用する用語の意義は、法に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

一 省エネ基準 法第 2 条第 1 項第三号に定める建築物エネルギー消費性能基準をいう。

二 省エネ計画書等 法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画書、法第 13 条第 2 項又は第 3 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画通知書をいう。

三 省エネ適判 法第 12 条第 1 項及び第 2 項並びに法第 13 条第 2 項及び第 3 項に定める建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。

四 審査機関 法第 15 条第 1 項に定める登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

五 省エネ届出等 法第 19 条第 1 項に定める計画の届出又は法第 20 条第 2 項に定める計画の通知をいう。

六 評価書等 省エネ基準への適合に係る審査を審査機関が行った結果の書面（別表第一）をいう。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「規則」という。）第 13 条の 2 第 3 項の「その他所管行政庁が必要と認める図書」として、省エネ届出時に提出を求める。

七 低炭素法 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）をいう。

八 性能向上計画等認定 法第 34 条第 1 項の性能向上計画認定又は第 36 条第 1 項の性能向上計画変更認定をいう。

九 事前審査 性能向上計画等認定又は基準適合認定の前に、審査機関が行う各認定基準の適合性に係る審査をいう。

十 適合証等 性能向上計画等認定又は基準適合認定に係る審査が済んだことを証明する書面（別表第二）をいう。規則第 23 条第 1 項又は規則第 30 条第 1 項の「他所管行政庁が必要と認める図書」として、各認定申請時に提出を求める。

十一 事前審査の副本又は副本の写し 事前審査がある場合は、規則第 23 条第 1 項又は規則第 30 条第 1 項の「他所管行政庁が必要と認める図書」として各認定申請時に提出を求める。

十二 規則第 23 条第 3 項の「他所管行政庁が不要と認めるもの」規則第 23 条第 1 項の表に掲げる図書をいう。事前審査がある場合は、認定申請時にこれらの図書の添付を求めている。

十三 基準適合認定 法第 41 条第 1 項に定める建築物のエネルギー消費性能に係る認定をいう。

十四 規則第 30 条第 3 項の「他所管行政庁が不要と認めるもの」規則第 1 条第 1 項の表に掲げる図書をいう。事前審査がある場合は、認定申請時にこれらの図書の添付を求めている。

十五 建築物の構造等を確認した旨の報告書 申請書等に記載した事項が現況の建築物の構造及び設備と相違ないものであることを確認した旨の報告書をいう。規則第 30 条第 1 項の「他所管行政庁が必要と認める図書」として、基準適合認定申請時に提出を求める。

## 第 2 章 省エネ適判の事務処理

（省エネ適判の受付）

第 3 条 市長は、省エネ計画書等が提出されたときは、次の各号について確認するものとする。

一 部数（正・副 各 1 部）

二 手数料の額

三 規則に規定する添付図書

2 市長は、前項において、省エネ計画書等に不備又は欠陥があると認められた場合は、当該提出者に補正させ、適切であると認められた場合は、次の各号の処理をするものとする。

一 受付欄への必要事項の記入

二 台帳（様式第1号）に必要事項の記入

（省エネ適判の審査等）

第4条 市長は、省エネ適判を行った結果、省エネ基準に適合すると認められるときは、次の各号の処理を行うものとする。

一 適合判定通知書の発行

二 台帳（様式第1号）に必要事項の記入

三 台帳（様式第2号）に必要事項の記入（省エネ届出の対象部分に限る。）

四 申請書等の副本へのスタンプの押印

五 副本の規則様式第1号（第1面～第5面）への適判通知番号の記入

六 適合判定通知書及び省エネ計画書などの副本の返却

七 適合判定通知書の写し及び省エネ計画書等の正本の保管

2 市長は、省エネ適判を行った結果、省エネ基準に適合しないと認められるときは、次の各号の処理を行うものとする。

一 適合しない旨の通知書（様式第3号）の発行

二 台帳（様式第1号）に必要事項の記入

三 台帳（様式第2号）に必要事項の記入（省エネ届出の対象部分に限る。）

四 適合しない旨の通知書（様式第3号）及び省エネ計画書等の副本の返却

五 適合しない旨の通知書（様式第3号）の写し及び省エネ計画書等の正本の保管

3 市長は、省エネ計画書等を受理してから第1項の通知書を交付するまでに当該提出者から取下げ届（様式第4号）の提出がされたときは、前項第二号及び第三号の処理をするものとする。

（適合判定における複合建築物の取扱い）

第5条 市長は、審査機関から法第15条第3項に係る複合建築物の省エネ適判に関する申請書等（規則第1条第4項の書類及び図書）を受理したときは、省エネ届出対象部分について、第10条及び第11条に基づく事務処理をするものとする。

（軽微変更該当証明申請書の受付）

第6条 市長は、規則第11条により、軽微変更該当証明申請書（様式第5号）とその添付図書並びに建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（様式第6号）の提出がされたときは、次の各号について確認するものとする。

一 部数（正・副 各1部）

二 手数料の額

三 規則に規定する添付図書

2 市長は、前項の確認において軽微変更該当証明申請書（様式第5号）等に不備があると認めた場合は、当該提出者に補正させ、適切であると認めた場合は次の各号の処理をするものとする。

一 受付欄への必要事項の記入

二 台帳（様式第1号）に必要事項の記入

（軽微変更該当証明申請書の審査等）

第7条 市長は、規則第3条で定める軽微な変更のうち、建築物のエネルギー消費性能に係る計算により省エネ基準に適合することが明らかでない変更（建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。以下「再計算による軽微変更」という。）に該当すると認められる場合には、次の各号の処理を行うものとする。

- 一 軽微変更該当証明書（様式第 7 号）の発行
  - 二 台帳（様式第 1 号）に必要事項の記入
  - 三 軽微変更該当証明申請書等の副本の返却
  - 四 軽微変更該当証明申請書等の正本の保管（一号の証明書の写し添付）
- 2 市長は、再計算による軽微変更該当しないと認められる場合には、前項の軽微変更該当証明書（様式第 7 号）を軽微変更該当しない旨の通知書（様式第 8 号）と読み替えて、前項を準用した処理をするものとする。
- 3 市長は、軽微変更該当証明申請書（様式第 5 号）等を受付してから第 1 項又は第 2 項の書面を交付するまでの間に、当該提出者から取下げ届（様式第 4 号）の提出がされたときは、第 1 項（一号を除く）の処理をするものとする。

（省エネ適判の完了検査）

第 8 条 省エネ適判に係る完了検査については、建築基準法第 7 条による完了検査の一部とし、完了検査前に省エネ基準工事監理報告書（様式第 9 号）及び省エネ性能を向上する変更もしくは一定範囲内の省エネ性能が減少する変更が伴う場合は建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（様式第 6 号）を建築主事に提出するものとする。

### 第 3 章 省エネ届出の事務処理

（省エネ届出の受付）

第 9 条 市長は、省エネ届出書が提出された場合は、次の各号について確認するものとする。

- 一 部数（正・副 各 1 部）
- 二 規則第 12 条に規定する添付図書（評価書がある場合は、規則第 13 条の 2 の添付図書）

三 評価書の添付（法第 19 条第 4 項に限る。）

2 市長は、前項の確認において届出書等に不備があると認めた場合は、当該届出者に補正させ、適切であると認めた場合は、次の各号の処理をするものとする。

一 受付欄への必要事項の記入

二 台帳（様式第 2 号）に必要事項の記入

3 法第 25 条第 2 項、法第 35 条第 9 項、低炭素法第 53 条第 1 項により届出等が不要なとき又は法第 19 条第 4 項の書面（評価書等）が提出されたときには、台帳に必要な事項を記載し、備考欄に認定物件である旨を追記するものとする。

（省エネ届出の審査等）

第 10 条 市長は、届出書等の内容が省エネ基準に適合すると認められるときには、次の各号の処理を行うものとする。

一 台帳（様式第 2 号）に必要事項の記入

二 届出書等の副本の返却

三 届出書等の正本の保管

2 市長は、届出書等（法第 20 条第 2 項に定める計画の通知を除く）の内容が著しく基準値に満たない場合は、当該届出者に対し、当該届出等に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 19 条第 2 項の規定による指示書（様式第 10 号）により指示するものとする。

3 市長は、法第 20 条第 2 項に定める計画の通知の内容が前項に該当する場合は、とるべき措置について国等の機関の長に協議を求めるととする。

4 市長は、当該届出等に係る第 2 項の指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その指示に係る措置をとるべきことを命ずるものとする。

（省エネ届出の提出状況の確認）

第 11 条 市長は、毎月末に市と指定確認検査機関で交付した確認済証等を調べ、届出書等が未提出である建築物があれば当該建築物の建築主等に届出書等を提出するよう連絡する。

#### 第 4 章 性能向上計画認定の事務処理

(性能向上計画等認定の受付)

第 1 2 条 市長は、事前審査を終了して、性能向上計画等認定の申請がされたときは、次の各号について確認するものとする。

一 性能向上計画等認定の申請書及び適合証等の部数（正・副 各 1 部）

二 手数料の額

三 事前審査に係る副本（写しでも可。1 部）に事前審査が終了した旨の押印がされていること

2 市長は、事前審査がなく性能向上計画等認定の申請がされたときは、次の各号について確認するものとする。

一 性能向上計画等認定の申請書及び添付図書（以下「性能向上認定申請書等」という。）の部数（正本 1 部、副本 2 部）

二 手数料の額

三 規則に規定する添付図書

3 市長は、第 1 項又は第 2 項の確認において性能向上計画認定申請書等に不備があると認めた場合は、当該提出者に補正させ、適切であると認めた場合は、次の各号の処理をするものとする。

一 受付欄への必要事項の記入

二 台帳（様式第 11 号）に必要事項の記入

三 建築主事への計画通知の審査依頼（建築確認申請と併せて申請された場合に限る。建築主事が市長に対して確認済証を交付。）

(性能向上計画等認定の審査等)

第 1 3 条 市長は、事前審査の結果、申請書等の内容が法第 35 条の認

定基準に適合すると認められるときは、次の各号の処理を行うものとする。

- 一 確認済証の確認（建築確認申請と併せて申請された場合に限る。）
- 二 認定通知書の発行
- 三 建築工事が完了した際の完了した旨の報告書（様式第 12 号）の提出指示
- 四 台帳（様式第 11 号）に必要事項の記入
- 五 台帳（様式第 1 号又は様式第 2 号）に必要事項の記入（省エネ適判又は省エネ届出の対象物件に限る。）

六 認定通知書の写し及び性能向上計画認定申請書等の保管

2 市長は、審査を行った結果、性能向上計画認定申請書等の内容が法第 35 条の認定基準に適合しないと認められるときは、次の各号の処理を行うものとする。

- 一 適合しない旨の通知書（様式第 3 号）の発行
- 二 台帳（様式第 11 号）に必要事項の記入
- 三 台帳（様式第 1 号又は様式第 2 号）に必要事項の記入（省エネ適判又は省エネ届出の対象物件に限る。）
- 四 適合しない旨の通知書（様式第 3 号）の写し及び性能向上計画認定申請書等の正本の保管

3 市長は、性能向上計画認定申請書等が提出されてから認定するまでの間に、当該提出者から取下げ届（様式第 4 号）の提出がされたときには、次の各号の処理を行うものとする。

- 一 台帳（様式第 11 号）に必要事項の記入
- 二 当該提出者への省エネ適判又は省エネ届出の提出指示（省エネ適判又は省エネ届出の対象物件に限る。）
- 三 当該提出者への性能向上計画認定申請書等の副本の返却

（認定後の届出・報告）

第 14 条 市長は、認定された建築物が省エネ適判又は省エネ届出をしなければならないものであって、その所有関係に変更が生じた場合

においては、前条の認定を受けた者又は性能向上計画認定建築物の譲渡を受けた者（以下「認定建築主等」という。）に認定建築主等変更届（様式第 13 号）を提出させるものとする。

2 市長は、前項の認定建築主等変更届（様式第 13 号）を受理したときは、台帳（様式第 11 号）のほか、台帳（様式第 1 号又は様式第 2 号）に必要事項を記入するものとする。

3 市長は、建築工事が完了した際の完了した旨の報告書（様式第 12 号）が提出されたときは、次の各号の処理を行うものとする。

一 建築基準法第 7 条第 5 項等に規定する検査済証の写しの添付の確認

二 台帳（様式第 11 号）に必要事項の記入

（性能向上計画認定の取消し）

第 15 条 市長は、認定通知後、次の各号のいずれかに該当するときは、認定の取り消しを行い、認定取消通知書（様式第 14 号）を交付するものとする。

一 法第 38 条の規定に基づく改善命令への違反

二 性能向上計画認定に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（任意様式）の提出

## 第 5 章 基準適合認定の事務処理

（基準適合認定の受付）

第 16 条 市長は、事前審査を終了して、基準適合認定の申請がされたときは、次の各号について確認するものとする。

一 基準適合認定の申請書、適合証等又は建築物の構造等を確認した旨の報告書（様式第 15 号）の部数（正・副 各 1 部）

二 手数料の額

三 事前審査に係る副本（写しでも可）に事前審査が終了した旨の押印がされていること

2 市長は、事前審査がなく基準適合認定の申請がされた場合は、次の各号について確認するものとする。

一 基準適合認定の申請書及び添付図書（以下「基準適合認定申請書等」という。）の部数（正本1部、副本2部）

二 手数料の額

三 規則に規定する添付図書

3 市長は、第1項又は前項の確認において基準適合認定申請書等に不備があると認めた場合は、当該提出者に補正させ、適切であると認めた場合は、次の各号の処理をするものとする。

一 受付欄への必要事項の記入

二 台帳（様式第16号）に必要事項の記入

（基準適合認定の審査等）

第17条 市長は、事前審査の結果、基準適合認定申請書等の内容が省エネ基準に適合すると認められるときは、次の各号の処理を行うものとする。

一 認定通知書の発行

二 台帳（様式第16号）に必要事項の記入

三 基準適合認定申請書等の副本の返却

四 基準適合認定申請書等の正本の保管

2 市長は、審査を行った結果、基準適合認定申請書等の内容が省エネ基準に適合しないと認められるときは、次の各号の処理を行うものとする。

一 適合しない旨の通知書（様式第3号）の発行

二 台帳（様式第16号）に必要事項の記入

三 台帳（様式第2号）に必要事項の記入（省エネ届出の対象物件に限る。）

四 適合しない旨の通知書（様式第3号）及び基準適合認定申請書等の副本の返却

五 適合しない旨の通知書（様式第3号）の写し及び基準適合認定申

## 請書等の正本の保管

3 市長は、基準適合認定申請書等が提出されてから認定するまでの間に、当該提出者から取下げ届（様式第4号）の提出がされたときには、次の各号の処理を行うものとする。

- 一 台帳（様式第16号）に必要事項の記入
- 二 当該提出者への基準適合認定申請書等の副本の返却

（基準適合認定の取消し）

第18条 市長は、認定通知後、建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなつたと認める場合は、認定の取り消しを行い、建築物所有者に対し、認定取消通知書（様式第14号）を交付するものとする。

## 第6章 雑則

### 第19条 報告事務

性能向上計画等認定及び基準適合認定については、毎月5日までに各認定件数を山口県建築指導課へ報告するものとする。

（文書の保存期間）

第20条 本要領で取扱う台帳の保存期間は永年とする。

2 次の各号の書類は、以下の保存期間とする。

	書類名	保存期間
1	届出書等	3年
2	認定申請書（法第40条の特例以外）	10年
3	省エネ計画書等	15年
4	軽微変更該当証明申請書等	
6	認定申請書（法第40条の特例の場合）	永年

※但し、当該建築物が滅失し、又は除却された場合は除く

（立入検査証の作成）

第 21 条 法第 17 条第 2 項、法第 21 条第 2 項及び法第 43 条第 2 項に規定する立入検査をする職員の身分の証明書（以下「立入検査証」という。）は、毎年 4 月に防府市が作成し、当該業務を担当する職員に配布するとともに、前年度の立入検査証を回収し処分するものとする。

附則

（施行期日）

この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

別表第一（評価書等）

対象建築物	評価書
一戸建ての住宅	設計住宅性能評価書又は型式住宅部分等製造者認定書 （住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条第 1 項）
全ての建築物	BELS 評価書 （（一社）住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（共同住宅にあっては、全ての住戸もしくは住棟全体を評価しているものに限る。））

別表第二（適合証等）

認定制度	対象建築物	適合証等	審査機関等
性能向上 計画認定	全ての建築物	誘導基準適合証（法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類。）	登録判定機関又は登録評価機関※

	一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物のうち住宅の部分	品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6以上に適合している場合に限る。）の写し。	登録評価機関
	一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物のうち住宅の部分（法施行の際現に存するもの）	品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4以上に適合している場合に限る。）の写し。	登録評価機関
基準適合認定	全ての建築物	適合証（法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類。）	登録判定機関又は登録評価機関※
	非住宅建築物	法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項又は同法第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し。	登録判定機関又は所管行政庁
	全ての建築物	法第35条に基づく性能向上計画認定に係る同法施行規則第25条第2項の通知書（棟全体の認定に係るものに限る。）の写し及び検査済証の写し。	所管行政庁
	全ての建築物	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定に係	所管行政庁

	る同法施行規則第 43 条第 2 項の通知書（棟全体の認定に係るものに限る。）の写し及び検査済証の写し。	
一戸建ての住宅、共同住宅等	品確法第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級 4 以上及び一次エネルギー消費量等級 4 以上に適合している場合に限る。）の写し。	登録評価機関
一戸建ての住宅、共同住宅等（法施行の際現に存するもの）	品確法第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級 3 以上に適合している場合に限る。）の写し。	登録評価機関

登録判定機関：法第 15 条第 1 項に定める登録建築物エネルギー消費性能判定機関

登録評価機関：住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。）第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関

※複合建築物の適合証等に係る審査機関は、登録判定機関かつ登録評価機関であるものに限る。

(様式第1号)											
計画書 受付番号	建築主	建築主 住所	建築主 電話番号	外壁	空調	換気	照明	給湯	昇降	効率化 設備	
50	〇〇工業株式会社〇〇工場長****	防府市〇〇****番地	08*-****- ****	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
計画書 受付日	代理人	代理人 住所	代理人 電話番号	床面積 (㎡)	申請手数料						
R3.4.1	株式会社〇〇建築士事務所 ****	東京都港区〇〇**番**号	03-****- ****	12000.00 ㎡	191,000						
工事種別	建築物 名称	建築物 所在地	建築用途	省工不用途							
新築	〇〇工業株式会社 光工場 〇〇棟建 設工事	防府市〇〇****番地	事務所	事務所等							
法定通知 交付日	法定通知 番号	指摘事項 是正日	適判 通知日	適判通知 番号	通知書・ 副本 返却日	通知書・副本受領者					
R3.4.5	H29未省山口0001	R3.4.10	R3.4.15	R3防省適判第1号	R3.4.18	通知書・副本受領者					
軽微証明 申請日	軽微証明田数料	軽微証明 審査結果	軽微証明 交付日	軽微証明交付 番号	証明書・ 副本 返却日	証明書・副本受領者					
R3.5.10	95,000	適合	R3.5.15	R3防省軽変第1号	R3.5.17	証明書・副本受領者					
担当者 所属、氏名、 連絡先	備考										
その他											

xx年度建築物省エネ法 届出情報		(様式第2号)	
受付番号	建築主	建築主住所	建築主電話番号
50	〇〇工業株式会社〇〇工場長****	防府市〇〇****番地	08*-***-****
受付日	代理人	代理人住所	代理人電話番号
R3.4.1	株式会社〇〇建築士事務所 ****	東京都港区〇〇**番**号	03-****-****
工事種別	建築物名称	建築物所在地	延べ面積 (㎡)
新築	〇〇工業株式会社 光工場 〇〇棟建設工事	防府市〇〇****番地	1500
指示した場合		開放部分を除いた部分の床面積(㎡)	増改築全体
指示書 交付日	指示書番号	指示 是正日	増改築部分
R3.4.1	R3防省エネ指0001	R3.4.15	1500
審査情報	住宅	審査結果	副本受領者
非住宅	外皮	支障なし	副本受領者
一次工	一次工		
適	適		
備考	例1確認済番号****、検査済番号****、検査済証交付日H****.****.**** 指示に従わなかったため不適合印を押しし副本返却		
担当者 連絡先			

(様式第3号)

適合しない旨の通知書

第 年 月 日  
号

申請者 様

防府市長 ○○○○ 印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項に掲げる基準に適合しないことを認めましたので、通知します。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

(様式第4号)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく  
申請等に係る取下げ届

年 月 日

防府市長 様

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する〔法律第 条第 項〕の規定に基づく  
規則第 条第 項

下記申請書等を取下げたいので、届出ます。

記

- 1 申請年月日
- 2 建築場所
- 3 理由

(様式第 5 号)

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

防府市長 様

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名  
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 11 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第 3 条の軽微変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明申請書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

- 1 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

(様式第 6 号)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書  
(第一面)

年 月 日

防府市長 様  
(又は防府市建築主事)

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 3 条に該当する変更がありましたので、変更内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	年 月 日 第 号
(4) 変更の内容	<input type="checkbox"/> A 省エネ性能が向上する変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更 (計画の根本的な変更を除く)
(5) 備 考	
(注意)	1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2 (4)変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合には第三面に必要事項を記入したうえで、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書(様式第5号)及びその申請に要した図書を添付してください。 3 第二面以降はモデル建物法による建築物エネルギー消費性能基準への適合を確認した場合について定めています。他の評価方法を使用した場合は、モデル建物法に変換後、変更の内容がA又はBに該当することを示してください。
	受 付 欄

(第二面)

【A 省エネ性能が向上する変更】

<p>・変更内容は、<input type="checkbox"/>チェックに該当する事項となる</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> ①建築物高さもしくは外周長の減少</p> <p><input type="checkbox"/> ②外壁、屋根もしくは外気に接する床の面積減少</p> <p><input type="checkbox"/> ③空調負荷の軽減となる外皮性能の変更</p> <p><input type="checkbox"/> ④設備機器の効率向上・損失低下となる変更</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤設備機器の制御方法の効率向上・損失低下となる変更</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設、増設</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p>
<p>・上記<input type="checkbox"/>チェックについて具体的な変更の記載欄</p> <hr/> <p></p>
<p>・添付図書等</p> <hr/> <p></p>
<p>(注意)</p> <p>変更内容は、該当するものすべてにチェックすることとし、チェックした事項については、具体的な変更内容を記載したうえで、変更内容を示す図書を添付してください。</p>



(第三面 別紙)

【空気調和設備関係】

次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加(5%を超えない場合に限る。) 又は減少

外壁の平均熱貫流率の増加 (5%を超えない範囲) 又は減少

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み  
変更する方位 全方位 一部方位のみ (方位 )  
変更前・変更後の平均熱貫流率  
変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

屋根の平均熱貫流率の増加 (5%を超えない範囲) 又は減少

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み  
変更する方位 全方位 一部方位のみ (方位 )  
変更前・変更後の平均熱貫流率  
変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

外気に接する床の平均熱貫流率の増加 (5%を超えない範囲) 又は減少

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み  
変更する方位 全方位 一部方位のみ (方位 )  
変更前・変更後の平均熱貫流率  
変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

窓の平均熱貫流率の増加 (5%を超えない範囲) 又は減少

変更内容 ガラス種類 ブラインドの有無  
変更する方位 全方位 一部方位のみ (方位 )  
変更前・変更後の平均熱貫流率  
変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

窓の平均日射熱取得率の増加 (5%を超えない範囲) 又は減少

変更内容 ガラス種類 ブラインドの有無  
変更する方位 全方位 一部方位のみ (方位 )  
変更前・変更後の平均日射熱取得率  
変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

(ろ) 熱源機器の平均効率について 10%を超えない低下

平均熱源効率 (冷房平均 COP)

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減  
変更前・変更後の平均熱源効率  
変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %

平均熱源効率 (暖房平均 COP)

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減  
変更前・変更後の平均熱源効率  
変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %

(第三面 別紙)

【機械換気設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更
(い) 送風機の電動機出力について 10%を超えない増加
室用途 ( )
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減
変更前・変更後の送風機の電動機出力
変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %
室用途 ( )
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減
変更前・変更後の送風機の電動機出力
変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %
(ろ) 計算対象面積について 5%を超えない増加 (室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ)
室用途 ( 駐車場 )
変更前・変更後の床面積
変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %
室用途 ( 厨房 )
変更前・変更後の床面積
変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

(第三面 別紙)

【照明設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる (い) に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更
(い) 単位面積あたりの照明器具の消費電力について 10%を超えない増加
室用途 ( )
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減
変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力
変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %
室用途 ( )
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減
変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力
変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %
室用途 ( )
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減
変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力
変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %
室用途 ( )
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減
変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力
変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

(第三面 別紙)

【給湯設備関係】

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる (い) に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更
(い) 給湯機器の平均効率について 10%を超えない低下
湯の使用用途 ( )
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減
変更前・変更後の平均効率
変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %
湯の使用用途 ( )
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減
変更前・変更後の平均効率
変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %
湯の使用用途 ( )
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減
変更前・変更後の平均効率
変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %

【太陽光発電関係】

下表に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更
(い) 太陽電池アレイのシステム容量について 2%を超えない低下
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量
変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %
(ろ) パネル方位角について 30 度を超えない変更かつ傾斜角について 10 度を超えない変更
パネル番号 ( )
パネル方位角 <input type="checkbox"/> 30 度を超えない変更 ( ) 度変更
パネル傾斜角 <input type="checkbox"/> 10 度を超えない変更 ( ) 度変更
パネル番号 ( )
パネル方位角 <input type="checkbox"/> 30 度を超えない変更 ( ) 度変更
パネル傾斜角 <input type="checkbox"/> 10 度を超えない変更 ( ) 度変更

(様式第7号)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による  
軽微変更該当証明書

第 年 月 日 号

建築主 様

防府市長 ○○○○ 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

(様式第8号)

軽微変更に該当しない旨の通知書

第 年 月 日 号

建築主 様

防府市長 印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条に掲げる軽微な変更に該当しないことを認めましたので、通知します。

記

- 1 申請年月日
- 2 建築場所
- 3 理由

工事の監理状況を報告します。  
この工事監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷 地 の 地 名 地 番	

報告内容

項目	報告事項	評価方法	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
1 外皮	①外壁等を構成している建材の仕様、設置状況	モ・標		A・B・C	適・不適
	②窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス・庇の設置状況を含む）	モ・標		A・B・C	適・不適
2 空調設備	①熱源機器の仕様、設置状況	モ・標		A・B・C	適・不適
	②冷暖同時供給の有無	標		A・B・C	適・不適
	③熱源機器に係る台数制御の設置状況	標		A・B・C	適・不適
	④蓄熱システムの仕様、設置状況	標		A・B・C	適・不適
	⑤2次ポンプの仕様（流量制御方式を含む）、設置状況	標		A・B・C	適・不適
	⑥2次ポンプの変流量制御の設置状況	モ・標		A・B・C	適・不適
	⑦2次ポンプに係る台数制御の設置状況	標		A・B・C	適・不適
	⑧空調機の仕様、設置状況	標		A・B・C	適・不適
	⑨空調機ファンの変風量制御の設置状況	モ・標		A・B・C	適・不適
	⑩予熱時外気取入れ停止制御の設置状況	モ・標		A・B・C	適・不適
	⑪外気冷房制御の有無	標		A・B・C	適・不適
	⑫全熱交換器の仕様、設置状況	モ・標		A・B・C	適・不適
	⑬全熱交換器の自動換気切替制御の設置状況	モ・標		A・B・C	適・不適
3 換気設備	①換気設備（換気代替空調機を含む）の仕様、設置状況	モ・標		A・B・C	適・不適
	②換気設備に係る各種制御（換気代替空調機を含む）の設置状況【CO2濃度制御、温度制御】	モ・標		A・B・C	適・不適
4 照明設備	①照明器具の仕様、設置状況	モ・標		A・B・C	適・不適
	②各種制御の設置状況【在室検知、明るさ検知、タイムスケジュール、初期照度補正】	モ・標		A・B・C	適・不適
5 給湯設備	①給湯設備 熱源機器の仕様、設置状況	モ・標		A・B・C	適・不適
	②給湯配管の保温の仕様、設置状況	モ・標		A・B・C	適・不適
	③節湯器具の仕様、設置状況	モ・標		A・B・C	適・不適
	④太陽熱利用設備の仕様、設置状況	標		A・B・C	適・不適
6 昇降機設備	①昇降機の仕様、設置状況	モ・標		A・B・C	適・不適
7 太陽光発電設備	①太陽光発電設備の仕様、設置状況	モ・標		A・B・C	適・不適
	②パワーコンディショナの仕様、設置状況	標		A・B・C	適・不適
8 コージェネレーションシステム	①コージェネレーションシステムの仕様、設置状況	モ・標		A・B・C	適・不適

(注意)

- 「評価方法」の欄で「モ」は「モデル建物法」、「標」は「標準入力法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。「確認結果」の欄に斜線を引いてください。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。  
A:目視による立会確認 B:計測等による立会い確認 C:施工計画書等・試験成績書等による確認

(様式第 10 号)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 19 条第 2 項の規定による指示書

第 号  
年 月 日

建築主 様

防府市長 印

下記による届出に係る計画は、建築物のエネルギー消費性能基準に適合せず、下記の理由により当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認められますので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 19 条第 2 項の規定により下記のとおり指示します。

記

1 届出年月日

2 建築場所

3 建築物の概要

(1) 延べ面積

(2) 建築物の階数

(3) 建築物の用途

(4) 建築物の住戸の数

(5) 工事種別

(6) 構造

(理由)

(指示の内容)

(備考)



(様式第 12 号)

性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

防府市長 様

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

性能向上計画に基づく建築物の建築工事が、認定された計画に従って完了したので報告します。

- 1 性能向上計画の認定番号  
第 号
- 2 性能向上計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名又は名称
- 5 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士  
( 級) 建築士 ( ) 登録第 号  
住所  
氏名  
( 級) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
名称  
所在地

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員	係員	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(様式第 13 号)

認定建築主等変更届

年 月 日

防府市長 様

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 1 項の規定に基づき認定を受けた計画について、下記のとおり変更が生じたので届出します。

記

- 1 性能向上計画の認定番号  
第 号
- 2 性能向上計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 (変更前) 認定建築主等の氏名又は名称
- 5 (変更後) 認定建築主等の氏名又は名称

(様式第 14 号)

認定取消通知書

第 年 月 日 号

認定建築主 様

防府市長 ○○○○ 印

下記については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の規定に基づき、下記の理由により認定の取消をしたのでこれを通知します。

記

認定番号 第 号  
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号  
確認年月日 年 月 日  
建築主事の氏名

- 1 認定建築主の氏名又は名称
- 2 認定建築主の住所
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定に係る建築物の構造
- 5 理由

(※) は法第 35 条第 4 項において準用する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条第 3 項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(様式第 15 号)

建築物の構造等を確認した旨の報告書

年 月 日

防府市長 様

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 1 項に係る申請内容が申請に係る建築物の構造及び設備の現況と相違ないものであることを確認したので報告します。

- 1 申請に係る建築物の位置
- 2 申請に係る建築物の延べ面積
- 3 申請に係る建築物の用途
- 4 申請内容が申請に係る建築物の構造及び設備の現況と相違ないものであることを確認した建築士

( 級) 建築士 ( ) 登録第 号  
住所  
氏名  
( 級) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
名称  
所在地

番号	申請日	令和3年4月11日	地名地番	防府市寿町〇〇-〇	手数料	¥***.***	構造	(様式第16号)
記入例	申請日	令和3年4月11日	申請者	防府 太郎	(手数料の算定)		構造	木造
	認定日	令和3年4月14日	住所	防府市寿町7-1	認定申請手数料+適合証の有無		階数	2
	認定番号	R3防省工水認001号	連絡先	0835-25-2449		敷地面積(m <sup>2</sup> )	200	
	交付日	令和3年4月25日	名前		建物用途	1戸建ての住宅	建築面積(m <sup>2</sup> )	100
	受取者		住所		適合証等	有	延床面積(m <sup>2</sup> )	130
			連絡先	検査済証交付日		(備考)		
			設計者名	R3年 1月 10日				
番号	申請日	令和3年4月11日	地名地番		手数料		構造	
	認定日	令和3年4月14日	申請者		(手数料の算定)		階数	
	認定番号		住所				敷地面積(m <sup>2</sup> )	
	交付日		連絡先		建物用途		建築面積(m <sup>2</sup> )	
	受取者		名前		適合証等		延床面積(m <sup>2</sup> )	
			住所		検査済証交付日		(備考)	
			連絡先					
			設計者名		年 月 日			
番号	申請日	令和3年4月11日	地名地番		手数料		構造	
	認定日	令和3年4月14日	申請者		(手数料の算定)		階数	
	認定番号		住所				敷地面積(m <sup>2</sup> )	
	交付日		連絡先		建物用途		建築面積(m <sup>2</sup> )	
	受取者		名前		適合証等		延床面積(m <sup>2</sup> )	
			住所		検査済証交付日		(備考)	
			連絡先					
			設計者名		年 月 日			
番号	申請日	令和3年4月11日	地名地番		手数料		構造	
	認定日	令和3年4月14日	申請者		(手数料の算定)		階数	
	認定番号		住所				敷地面積(m <sup>2</sup> )	
	交付日		連絡先		建物用途		建築面積(m <sup>2</sup> )	
	受取者		名前		適合証等		延床面積(m <sup>2</sup> )	
			住所		検査済証交付日		(備考)	
			連絡先					
			設計者名		年 月 日			